

東京都高等学校体育連盟傷病見舞金規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、東京都高等学校体育連盟(以下「高体連」という)の主催する大会の趣旨にもとづき参加生徒、競技役員、引率教員に係わる傷病見舞金(以下「見舞金」)に関することを定める。

(事務局)

第2条 この見舞金を取り扱う事務局は、東京都高等学校体育連盟事務局内におく。

(目 的)

第3条 1. この見舞金は次の競技会及び講習会の活動中におきた傷病に対し見舞金をおくる。
2. 前掲の競技活動中とは、競技会場及び指定された練習会場、講習会場における活動をいう。
3. 都高体連の主催する大会は次の通りとする。

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| 1) 都高体連春季、夏季大会 | 7) 全国高等学校総合体育大会都予選会 |
| 2) 東京都高等学校総合体育大会 | 8) 全国高等学校選抜大会 |
| 3) 都高体連新人大会 | 9) 上記6, 7, 8の予選会 |
| 4) 都高体連秋季大会 | 10) 都高体連行事予定に組まれた登山練習会 |
| 5) 上記1, 2, 3, 4の地区大会または支部予選会 | 11) 講習会、練習会 |
| 6) 関東高等学校体育大会 | 12) その他承認された大会 |

(基 金)

第4条 この見舞金の経費は、都高体連に登録する各学校より負担金(1チーム300円)をもってあてる。
(負担金は平成22年度より当分の間、徴収しない)

(給付対象)

第5条 給付対象は参加生徒とする。(補助役員も含む)
また、競技役員、引率教員についてもこれに準ずるものとする。

(見舞金)

第6条 見舞金の額は、第8条の規定による傷病見舞金審査会(以下「審査会」という)において査定し支出する。その基準は次の通りとする。

1. 傷病見舞金治療に3ヶ月以上を必要とするもの30万円以内
2. 傷害見舞金100万円以内
3. 死亡弔慰金100万円

(請求手続き)

第7条 見舞金を請求するときは、専門部長が別紙様式により傷病等報告書に医師の診断書を添え、都高体連会長に提出しなければならない。

(審 査)

第8条 傷病等報告書の内容の適否を審査し、見舞金を査定し支出するため、次に定めるところにより審査会を設ける。

- 1) 審査会の構成は次の通りとする。
審査委員長 1名
審査委員 若干名(必要に応じ医師を含む)
- 2) 審査委員長、委員は都高体連会長が委嘱し任期は2年とする。
- 3) 審査委員長は審査会を代表し、審査会を招集し、議長となり会務を統括する。
- 4) 審査会の運営に必要な事項は別に定める。

(会 計)

第9条 この見舞金の会計は、特別会計とする。

第10条 この見舞金の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 この見舞金の会計は、都高体連監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

(規定の変更)

第12条 この見舞金規定の変更は、都高体連理事会の承認を必要とする。

附 則 この規定は昭和63年4月1日より施行する。

平成9年4月1日一部改定

平成19年4月21日一部改定